

萩藩元文譜録と永田瀬兵衛

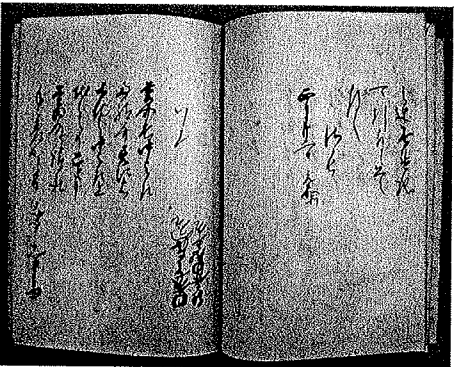
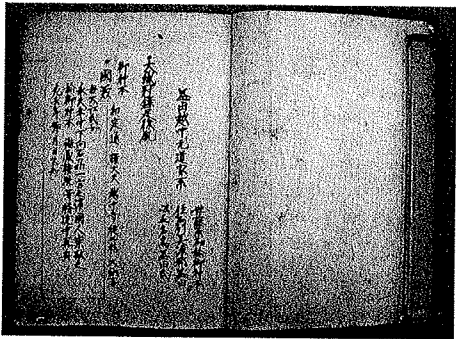
山崎 一郎

はじめに

江戸時代、萩藩が家臣に提出を命じた家譜が「譜録」(毛利家文庫、以下「略」)である。内容は、系図、代々当主の略歴、所蔵文書の写等で構成される。提出した家は、一門八家、寄組、大組など上・中級家臣から、下は細工人・利徳雇にまで及ぶ。提出時期は、十八世紀中期(元文～延享期)、同後期(明和～安永期)、十九世紀以降(享和期および天保期)の三期に大きく分けられ、それぞれ古譜録、新譜録、追加譜録と呼び分ける場合もある。

萩藩の場合、享保期、家臣の所蔵文書を調査し藩士永田瀬兵衛に編纂を命じた閥閥録が有名である。閥閥録にも各家の系図・略歴が掲載されるが、譜録の記載はそれに比べはるかに詳細で、萩藩家臣の系図・略歴を知る上でこれだけ多くの情報を含む記録は他にない。

譜録に関しては、広田暢久氏がその概要や担当者について考察を加えたが、提出が命じられた背景等は未解明であった¹⁾。その後筆者は、明和～安永期の譜録が、七代藩主重就の意向を受けた記録編纂事業、特に歴代当主の言葉を類從した「御教戒」編纂のための史料収集を目的としたこと、および譜録方の中山又八郎の役割などを明らかにした²⁾。それに引き続き本稿では、元文～延享期に提出された譜録について検討する。結論的に言えば、この時期の譜録を、



益田家譜録（上）系図部分（下）所蔵文書写部分

当時、永田瀬兵衛を中心に行われていた修史事業、江氏家譜・新裁軍記編纂との関連において理解したい。

譜録はその情報量の多さから、当館所蔵文書中、極めて利用頻度の高いもののひとつである。収録される中世～近世前期の文書は、現在では原本が失われているケースも多く、自治体史の史料編等に翻刻掲載される場合も少なくない。それゆえ、譜録の作成過程、譜録の性格について詳しい知見を備えておくこ

とは、館業務上必要不可欠と考へる。

なお、以下の論述では、譜録提出が命じられた時期をもとに、各時期の譜録を元文譜録、明和譜録、享和譜録、天保譜録と呼ぶことにする。

一 譜録の概要

譜録は、毛利家文庫に二五八四家分、二八一四冊が残る。これらは元々萩藩庁で保存されていた譜録原本である。

このほか譜録の写が当館所蔵の県庁伝来旧藩記録にある。この中には、すでに原本が存在せず県庁伝来旧藩記録本だけが残る家もある。また、当館所蔵の諸家文書中に、藩庁提出分の控として各家が残した譜録が数多く残る。

ここでは毛利家文庫本の概要を述べる。譜録の提出時期をみると、表1に示すように、元文～延享期に提出した家が一二七三家、明和～安永期が一三一七家、享和期六七家、天保期五一家、その他の時期四家で、全体数から言えば元文～延享期と明和～安永期にはほぼ二分される（複数時期に提出した家があるので合計数は二五八四家より多い）。

元文～延享期に提出した家は、一門、

寄組、大組など上・中級家臣に集中しており、反対に明和～安永期には、無給通、遠近付、三十人通など下級家臣からが大半を占める（表2）。ただし、大組でも明和～安永期に提出した家が一九二家あり、寄組でも三家が明和～安永期に提出している。例えば寄組榎

表1 譜録の提出時期

提出時期	家数	%
元文～延享	1273	46.9
明和～安永	1317	48.6
享和	67	2.5
天保	51	1.9
その他	4	0.1
計	2712	100

表2 元文譜録と明和譜録の比較

身分	元文譜録		明和譜録		家数計 c=a+b	身分別提出時期比率	
	家数 a	(%)	家数 b	(%)		% (a/c)	% (b/c)
一門	7	(0.5)	0	(0)	7	100	0
寄組	53	(4.2)	3	(0.2)	56	94.6	5.4
物頭組	17	(1.3)	1	(0.1)	18	94.4	5.6
大組	828	(65.0)	192	(14.6)	1020	81.2	18.8
寺社組	54	(4.2)	57	(4.3)	111	48.6	51.4
手廻組	97	(7.6)	94	(7.1)	191	50.8	49.2
遠近付	60	(4.7)	125	(9.5)	185	32.4	67.6
無給通	73	(5.7)	411	(31.2)	484	15.1	84.9
供徒士	14	(1.1)	58	(4.4)	72	19.4	80.6
地徒士	5	(0.4)	40	(3.0)	45	11.1	88.9
三十人通	9	(0.7)	100	(7.6)	109	8.3	91.7
細工人	5	(0.4)	96	(7.3)	101	5.0	95.0
その他	51	(4.0)	140	(10.6)	191	26.7	73.3
計	1273	(100.0)	1317	(100.0)	2590		

本織衛家は明和二年（一七六五）の提出である。おそらく、元文（延享期）に当主元久が藩の重職当役を務めていた関係上、提出できなかったためと推測される。

家によっては複数時期に譜録を提出している。一門、寄組など上級家臣が前回提出時からの系譜の追加分を享和譜録、天保譜録として提出するケースがほとんどだが、若干、大組や遠近付などが追加提出するケースもある。中には、寺社組烏田家のように、元文期に提出したものの、「先年差出候得共、龜相之事有之」として明和期に再び提出しているケースもある。⁵なお、各家は基本的に一冊ずつの提出で、一冊のみ提出の家は二四七八家、全体の九五%を占める。ただし二冊以上提出する家もあり、永代家老の福原家、益田家は、それぞれ十一冊、十三冊を提出している。大量の文書を所蔵するためである。

二 元文譜録の提出過程

（一）譜録提出の指示

本章では、従来未解明であった元文譜録の提出過程を検討する。元文四年（一七三九）一月十七日、当役堅田安房から藩士永田瀬兵衛に対し、「御家来中家筋譜録」のことを担当するよう申渡があった。同時に藩士坂九郎左衛門（時存）の嫡子二郎右衛門へも、永田に譜録のことが命じられたので「瀬兵衛江相馴申談相調」るよう命じられた。⁶

永田は享保三年（一七一八）八月に御什書御用掛に任命され、毛利家伝来の家文書「御什書」（現在の毛利家文書）の整理や閲録編纂を担当したことで知られる人物であり、広田氏は彼を「史臣」と名付けている。⁷当時永田は六七才。閲録編纂の功で褒賞された享保十一年（一七二六）から十三年が経過していた。一方、坂二郎右衛門の父九郎

左衛門（時存）は享保（宝暦期）の藩政上活躍した能吏で、当時は当役用談役を務めている。永田とは、享保元年（一七一六）、江戸で一一緒に御用所役を務めた先輩後輩の間柄である。⁸元文譜録の担当者は、従来「秘局官員録」の記載を元に、坂二郎右衛門と阿部吉左衛門（和貞）の名が挙げられてきた。だが通達上、元文譜録の主任は永田瀬兵衛であり、坂は永田を補助する役割であったことに注意したい。

元文四年二月、藩から家臣へ譜録提出に関する最初の通達が出された。⁹藩は譜録の雛形（「凡之案文」）を示し、これに従って提出するよう命じた（全文を本稿末に翻刻）。¹⁰この雛形の原案は永田の手になると推測される。

「凡之案文」に示された譜録の書式は次のようなものである。系図に関しては、先祖を記した後、①代々当主の実名・仮名、死没年月日、母・妻の実家、②次男・三男が別家を立てたり、他家の養子となったことに関する情報、③娘の嫁ぎ先、などを記せとされている。代々当主の略歴については、①どの毛利家当主の時代からどのような理由で家臣となったのか、②代々当主の禄高および加増・分知・減少の年月日と理由（一旦暇を下され、ふたたび帰参した場合にはその理由）、③感状、一行状、奉書などを発給された理由、④勤功、御咎めに関する情報、⑤就任した役職名およびその年月日、などを記せとしている。

所蔵文書に関しては、「御感状・御一行御書等」（毛利家当主の発給文書という意味であろう）は、「先年差出候分」すなわち閲録編纂時の提出分は再録の必要なく、どういふ文書がこいふ理由で下されたとだけ記せばよいとし、前回未提出の文書、閲録編纂時には所在不明でその後発見された文書などを写して提出せよとする。毛利家当主発給文書以外の「奉書」については、「継目其外」すなわち代替わり時に発給された加判衆連署奉書などを写して提出せよとしている。なお、文書は「追而正判引合」を命じることがあると付記されている。

藩は通達の中で、譜録には分かっていることだけ記せばよい、確証がなく、書き伝え、言い伝えによる情報は「書伝・申伝」と注記せよ、はつきりしたことがわからない場合にはわからないと明記せよと指示している。家々によって「本家末家、嫡流庶流」の区別に諸説があり、家同士で決めかねるのであれば、家々で申し伝えのものをそれぞれ記せばよい、「其異説を糺し申出候二不及候」と念を押している。藩は完璧な史実を求めているのではなく、その時点で各家が把握する範囲の情報を記してくればよい、というスタンスである。

五月三日、内容に関し指示が追加された。^①それは、①所蔵文書の中に、その家以外の家へ宛てられた文書（「御正文・御一行・御奉書」）や、毛利家以外の他家から発給された文書があればそれも収録すること、②各家から分家し断絶した家でも、本家とのつながりが判明する分は掲載すること、という内容であった。毛利家以外の他家から発給された文書の情報も収集しようとしている点に注意したい。

なお、元文譜録の提出指示は、原則的に一門、寄組、御手廻組、物頭組、大組など上・中級家臣に限定された。それは、家臣すべてから一斉に提出されても混雑するという理由からであり、それ以外のクラスについては追って指示するとされた。前述のように、伝来する元文譜録が基本的には上・中級家臣提出分に限られるのはこの点による。

(2) 譜録の提出過程

譜録の提出メ切は当初元文四年六月とされた。しかし状況は芳しくなく、六月末、藩はメ切を一ヶ月延ばすと通知した。その通達で藩は、提出に際し家筋の本末関係等を明確にする必要はなく、その家で申し伝えられていることをありのまま書けばよいと指示したのに、家臣の中に、これを機に本末関係を明確にしようとして「免や角被致詮儀衆」がいる、そのような詮索は無用であるから早く提出せよと戒めている。

提出命令から半年後にメ切が設定されたのは、前述のように、藩が完璧な史実の記された家譜を求めているのではなく、藩の必要とする情報、現時点で判明する限りの情報が記された家譜が、一定の書式に基づき、期限通り提出されればそれで十分という考えであったためと思われる。しかし、家臣側の意識はそうではなく、譜録提出を契機に、本家末家の関係を明確にしようとして「免や角被致詮儀衆」が多数おり、結果提出が遅れていたことがわかる。以後も提出が遅れ気味で、藩は八月、十一月に提出を促す通知を出し、翌五年（一七四〇）二月には期限を三月とする通知を出した。しかしこの期限も守られず、九月にも督促の通知が出されている。

寛保元年（一七四一）十月にも譜録提出に関する通達が出された。従来、家臣たちが作成した譜録は、各支配（寄組、大組、手廻組などの組）ごとに証人（頭）が雛形に合致しているかを添削し、場合によっては書き替えさせる場合もあったが、家臣達の負担にもなるので、今後は取りあえず譜録方へ提出し、譜録方と各支配証人で相談し、書き替えが不可欠なケースに限ってそのようにせよと指示している。また、一斉に提出されると混乱するので、「追々差出候様」との指示もされた。管見の限りこれが元文譜録提出に関する最後の通達である。

表3は元文譜録の提出年次を示したものである。一二七三家のうち、当初の期限元文四年（一七三九）に提出した家は二二%ほどに過ぎず、寛保元年提出が最も多く半数以上に及ぶ。ようやく寛保元年までに八〇%の家が提出した。なかには延享二年（一七四五）まで提出がずれ込んだ家もある。広田氏が指摘しているように、延享二年、藩は財政再建のため臨時役座を廃止し、それに伴

表3 元文譜録の提出時期

年号	家数	%
元文1 (1736)	1	0.1
元文4 (1739)	277	21.8
元文5 (1740)	94	7.4
寛保1 (1741)	663	52.1
寛保2 (1742)	84	6.6
寛保3 (1743)	28	2.2
延享1 (1744)	20	1.6
延享2 (1745)	18	1.4
その他	88	6.9
計	1273	100.0

*「その他」は『毛利家文庫目録』で「古譜録」とあるもの

い坂・安部もその役を解かれ、譜録方の仕事は一旦中止ということになった。元文譜録の提出が延享二年で止まっているのはこの点による。

なお、寄組の益田元言は、早く元文元年（一七三六）七月に譜録を提出している。益田景祥（益田元祥次男）以後の系図、系譜、所蔵文書の写を掲載し、書式は元文四年以降の譜録とほぼ共通する。その奥書には、「右私家略系并伝書前書之通御座候、景祥以前之儀者同名越中（永代家老・譜系）方々可申出候」とある。サンプル的に益田家のみに提出が命じられたものと考えられるが、詳細は不明である。

三 元文譜録と永田瀬兵衛

（一）譜録方就任時の永田瀬兵衛

以上の経緯をふまえ、元文期に藩が譜録提出を命じた理由を考えたい。

前述のように、通達上、元文譜録の主任は永田瀬兵衛であった。ただし、老齢かつ多忙な彼が担ったのは、譜録の雛形Ⅱ「凡之案文」の作成や、譜録作成に関する家臣からの質問への対応といった、大所高所からの監督者という役割であったと思われる。譜録の提出状況を管理し、各組証人を通じて提出を催促したり、提出された譜録の最終チェックを行うなどの実務作業は、「瀬兵衛江相馴申談相調」るよう命じられた坂二郎右衛門が、永田の指導を仰ぎつつ実質的に行ったと理解される（阿部も同様であろう）。後世、「秘局官員録」に「古譜録」担当者として坂や阿部の名が記されたのはこのためと考えられる。¹³しかし、当初、永田が譜録方の主任であったことは間違いない、この点が元文譜録を考える上でポイントになる。

永田は、享保三年（一七一八）八月に御什書御用掛に任命され、毛利家伝来の家文書Ⅱ御什書（現在の毛利家文書）の整理を開始した。¹⁴その二年後、享保五年（一七二〇）六月には関関録編纂を命じられ、同十一年（一七二六）に完成させ、藩から褒賞を受ける。

関関録編纂中の享保九年（一七二四）、永田は五代藩主吉元から江氏家譜の編纂を命じられた。江氏家譜は三冊（上中下）からなる毛利家の家譜であり、毛利家系図の決定版とも評される。上巻は先祖土師宿祿に始まり大江維光まで、中巻は大江広元から幸松丸までの十四代、下巻は元就から萩藩六代藩主（完成時の藩主）宗広までの系図を載せる。ただし単なる系図ではなく、各代の主要な事績を記しその根拠となる文書記録を示し、編者の論断を「按」という形で載せるなど略歴に関する記載が非常に豊富である。十八年の歳月をかけ、寛保二年（一七四二）二月に完成する。¹⁵さらに永田は、譜録方に任じられる二ヶ月前の元文三年（一七三八）十一月、明倫館学頭山県周南とともに「御軍記参考」の編纂を命じられた。これは毛利元就の伝記・新裁軍記の編纂を行う事業で、新裁軍記は、江氏家譜完成の前年、寛保元年五月に完成したとされる。軍記方には、小倉彦平（鹿門）・小田村文助（廊山）・山根七郎左衛門（華陽）ら、のちに名をなす周南の高弟たちも任じられている。¹⁶

新裁軍記は編年形式で、本文と論断（考証）と参考の三部構成を採る。本文には文書の裏付けのあることを記し、本文に対する論断として編者の判断を示し、参考として客観的判断を与えるための史料が載せられる。新裁軍記巻頭には、世間に「毛利ノ軍記」と称するものが多数あるものの、史実と異なっていたり記述の根拠が薄弱なものが多く、いずれも取るに足らないと手厳しく論断し、実証的な元就一代記を記すという編纂方針が強調される。

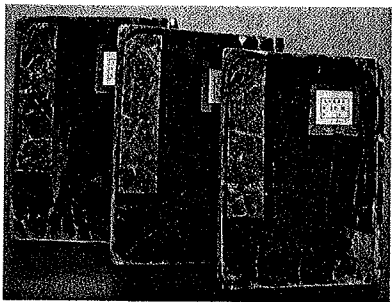
このように、譜録担当となった時点での永田は、江氏家譜と新裁軍記の編纂という二つの事業の担当者でもあつ

た。特に、譜録方就任の二ヶ月前に軍記方になっている点が注目される。

(2) 江氏家譜と新裁軍記

永田が担当した江氏家譜と新裁軍記について検討してみたい。

完成した江氏家譜は、山県周南が序文を、永田が凡例を記している。序文によれば、毛利家の家譜を見た藩主吉元が、毛利家代々「祖宗功德」のこの上ないことに感激し、毛利家代々のより詳しい事績を整えておきたいと希望したことから、享保九年（一七二四）、永田に作成を命じたという。その後、六代藩主宗広の代に作業が本格化し、山県・徳田良方・安部和貞（吉左衛門）が校訂を加えた上で宗広へ上程した。宗広は出来映えを褒め「江氏家譜」と名付けたという。また凡例によると、当時毛利家の系図は、毛利家所蔵の八本と国司氏家蔵の一本があつたが、系図間で異同があることから「御重書・御証文・国史・家乗・諸家記録等」を参考に誤りを正し、系図相互に異同がある場合は論断を加える等の作業を行ったという。参考文献として日本書紀、吾妻鏡など六十二もの書名があげられており、その中には「諸氏家伝系図」「諸氏家伝証文」も含まれる。



江氏家譜（下）系図部分

ところで、永田が寛保元年五月に提出した自身の譜録には、江氏家譜について次のように記されている。

御系図条下、後年追々加筆誤り多きに依て、国史諸記録二而訂正可仕之旨、先御代被仰付、連年相調、御家譜中清書仕候得共、御家之龜鑑、私考のみ二而ハ如何敷奉存、山県庄助・徳田幸助・安部吉左衛門被差出之、判断之儀申出之三人江被仰付、校合仕、御系図二ハ誤二付紙仕、去未之春以山県庄助被聞召上候、御好も無御座候、然共猶又頃日再校仕候間、相済次第、御家譜清書仕候

これによると、永田は先藩主吉元から、毛利家の系図には後年の加筆が加えられ誤りも多いので、「国史諸記録」を元に訂正するよう命じられ連年作業を続けた。しかし、永田自身、毛利家什書類や自分の考えだけで作成するのでは心許なく思ったため、山県ら三人を校訂役に加えてもらった。そして元文四年（「去未」）春、従来の系図へ訂正箇所を付け紙を付した稿本を宗広に提出した。それに対し宗広から特に要望はなかったが、再度校訂を行うこととし、出来次第清書する予定であるという。藩主吉元が編纂を命じた理由は、山県の序文とは若干ニュアンスが異なるが、担当者永田が記すところがより事実に近いのではなからうか。なお、元文四年に稿本が一旦宗広に提出され、その後「再校」が行われている点に注意したい。

一方、新裁軍記編纂に関しても永田譜録に記載がある。彼が「旧記御用」を務めた間の実績を書き上げた部分に、「御軍記諸説区候間、御什書并御家来中証文等を以是非を正シ可相改之旨付而、御軍談之書二而参考仕安キ様二一ヶ条充紙二改、抜書調置候」とある。軍記類の内容に諸説があるため、毛利家什書類や家臣所蔵文書などを元に史実を確認し訂正するよう命じられた永田は、「御軍談之書」であるので、問題となる箇所、訂正すべき内容を参考としやすいように一ヶ条ずつ紙（短冊状のものか）に書き上げたという。「御軍談之書」とは、布引敏雄氏の研究によれば、



新裁軍記

藩主と側近による戦国時代の合戦に関する談義¹¹軍談の時に用いられる資料という意味になる。軍談は、登場する人物の勤務評定となり、その子孫に対する藩主の認識を決定したという¹²。

注目されるのは、永田に命じられたものの、寛保元年五月段階に完了していない事業（「未成就不仕御用」）を書き上げた部分に、「御軍記如前件、諸書書取仕、参考致安き様に調置候へ共、年齢相積、難仕之由申上候処、山県庄助存寄有之、小倉彦平・小田村文助・山根七郎左衛門江被仰付、庄助見合、私も致相談、追々出来仕候」と記されていることである。軍記類の訂正箇所を記した抜書を作成したものの、高齢なので完成は難しいと上申したところ、山県周南の「存寄（意見）」もあり、小倉らを担当とし、周南も校訂者となり、自分と相談しながら編纂を行い、寛保元年五月時点で「追々出来仕」る状況にあるという。

従来の理解の変更を迫るのは、①永田は、「御軍記参考」を命じられる元文三年十一月以前から軍記類の記述の史実確認、訂正という任務を担当していたこと、②それは「御軍談之書」となることを期待されていたこと、③永田は要点を記したメモは作成したものの、冊子体の記録完成には至っておらず、高齢を理由にその作成も断っていたこと、④山県周南の意見によって、小倉らの配属が決まって編纂が開始されたが、永田は「致相談」というスタンスであったこと、である。④に関しては、永田に「御軍記参考」編纂が命じられた際の通達（「御意口上控」）にも、「（永田に）御軍記参考被仰付候得共、御系図之改調懸候故、急ニ御取次候様難相成由ニ付」、すなわち永田には江氏家譜

の編纂がありすぐに取りかかることが難しいため、新裁軍記編纂に山県や小倉らを配属する、とされている。永田のメイン事業は江氏家譜編纂であり、新裁軍記編纂は、必ずしも永田が全精力を傾けるものという趣でもない。

ところで、新裁軍記巻頭には、新裁軍記と江氏家譜との関連をうかがわせる記述がある。新裁軍記巻頭は、同書を編纂するに至った理由、および同書の凡例が記されている部分である。

一元就公廿一歳ノ御時、武田元繁ヲ討玉シヨリ軍功ヲ以中国十州ヲ領シ、九州四国ニ兵威ヲ振ヒ玉フ、隆元公・輝元公相統シ玉ヒ干戈弥繁多ナリ、数十年ノ軍功、於御家譜悉シ難シ、依之御家譜第三編ニハ其概略ヲ挙テ記シ、此御軍記ヲ編纂スル所ナリ、

元就の二十一才から数十年の軍功・生涯を「御家譜」に書き尽くすことは難しいので、「御家譜三編」にはその概略のみを記し、「此御軍記」を別途編纂したという。この引用部分より前には、「御家譜初編」に始祖土師臣から大江維光にいたる歴史を、「御家譜二編」には大江広元から幸松丸に至る「十四代ノ事業、乃至支族支流マテ」を掲載した、という記述もある。ここに記される三編からなる「御家譜」とは、江氏家譜と理解して間違いない。なぜなら、伝存する江氏家譜も三冊本であり、各編は御軍記巻頭に記される通りの構成となっているからである。すなわち新裁軍記は、それ単独で編纂された記録というより、江氏家譜第三編の別冊と位置付け得る記録といえる。当初「御軍談之書」に過ぎなかったものが、藩主家の家譜¹³江氏家譜編纂という重要度のより高い事業の一部とされたのである。山県周南辺りの配慮ではなかったろうか。¹⁴

（3）元文譜録の目的

繰り返しになるが、新裁軍記の編纂方針は、「本文ハ軍記ノ説、文書ノ支証符合スルヲ正文トス」、「御家現在重書

証文等、印記押字手跡等ヲ正シ、支証トシテ誤謬ヲ去テ実説ヲ記スル所ナリ」とされた。本文はあくまで文書で根拠が得られる事実を取り上げ、その根拠もきちんと示す、という実証的なスタイルを貫こうとしている。世間に流布するいい加減な軍記類を一掃するため、そこまでの徹底さを追求するのである。

その場合、例えばある合戦に関する史実を確定しようとするれば、毛利家伝来の什書類以外に、家臣等に発給された感状、軍忠状等の収集、検討が不可欠となる。そのような軍記方による編纂状況を示すものとして、次の大組湯浅家宛ての永田書状を紹介したい。

一筆致啓達候、弥御堅固可有御座珍重存候、然ル所、所持証文、天文廿一年志川滝山軍忠状之袖判并感状之判形、すき写シニ白字ニ御うつし可被下候、御用ニ付而得御意候、此書状相達候ハ、はやく御写被成被差出候やうにと存候、御軍記方之衆其外難分儀有之故此間申候、恐惶謹言

○月廿六日

永田瀬兵衛（花押）

尚々すきうつしニかご字ニ御写不被成候へ者、判の形違ひ申、軍忠状之口ニ有之候判形と違様有之判形入

年欠ながら、「御軍記方」の記載から元文三年十一月以降のものと判断される書状である。この書状で永田は、湯浅家が所蔵する天文二十一年の志川滝山合戦時の軍忠状の袖判と、感状の花押について、「すき写シニ白字ニ御うつし」、すなわち湯浅家で花押の形をトレース（透写）して提出して欲しいと依頼している。軍記方で判断の付かないことがあるため参考にしたという理由である。この天文二十一年の文書とは、閏閏録巻104ノ1湯浅権兵衛に収められている「大内義長袖証判湯浅元宗軍忠状」および「大内義長感状」と思われる。軍記方は、編纂過程で不明な点が生じると参考となる文書を探し、該当する文書があれば、この書状にみえるように、所蔵者に花押の写を提出させるなど文書原本の調査を行っているのである。

永田および軍記方が、これら文書を湯浅家が所蔵する事実を知り得たのは閏閏録以外ありえない。軍記方の事業遂行上、閏閏録は有用な史料として重宝されたはずである。しかし、閏閏録は家臣中八〇〇家余の調査に過ぎず、各家の系譜に関する情報もそれほど豊富ではない。永田および軍記方は、新裁軍記の編纂方針を貫徹させるためには、今一度、家臣等の系譜、および所蔵文書に関する網羅的な調査が必要と判断したと予想される。

以上のように、新裁軍記が厳密な史料根拠に基づく作成方針であったこと、軍記方就任のわずか二ヶ月後、永田が譜録方の責任者になり、その翌月に家臣へ譜録提出が命じられたこと、そして、御軍記作成に際し家臣が所蔵する文書原本の調査が行われている事実などを踏まえると、元文譜録と新裁軍記編纂との関連性が強く感じられ、新裁軍記編纂のための史料収集が元文譜録の目的であった可能性が高いと考えられるのである。前述のように、江氏家譜も編纂にあたり「諸氏家伝系図」「諸氏家伝証文」が参考とされた。元文四年春に宗広へ稿本を提出し、宗広から特に意見もなかったのに「再校」を行い、結局寛保二年二月に完成に至ったという経緯を考えると、江氏家譜編纂にも譜録が参照されたことは十分推測される。

元文譜録は、八〇%が新裁軍記の完成する寛保元年までに提出されたが、その後も延享二年まで各家から譜録は提出されつづけた。上・中級家臣を対象とする調査という当初の目的はほぼ達成されたものの、譜録の有用性を重視し、新裁軍記、江氏家譜の編纂には間に合わなかった家も含め、できるだけ多くの家から提出させようとしたのであろう。

ところで、萩藩における徂徠学受容の問題を検討した河村一郎氏の研究によれば、享保期における閏閏録、江氏家譜など藩の修史事業にみられる歴史への関心、歴史重視のあり方は萩藩徂徠学の特徴の一つであるという。また、永

田の担当した修史事業には実証主義的な意識の存在を指摘できるが、そうしたメンタリテイは、永田に限らず、坂時存のような藩政の実務役人の職務処理上にもみられるものであり、享保期における中・下級藩士知識人層の意識のあり方を特徴付けているとされる。²²新裁軍記編纂のため、新たに譜録を家臣から集めるといふ事業が認められたのは、新裁軍記が言わば江氏家譜の別冊と位置づけられた点が大きかったと思われるし、実証史家永田の意向が反映された点も疑いない。しかし、単にそうした点のみでなく、実証的作業を重んじる当時の藩士達のメンタリテイ、その背景にあった、伝統的に歴史を重視する徂徠学の萩藩への受容という大きな文脈の中で理解することが必要なのであろう。附言すれば、新裁軍記は、巻頭にみえる「世間流布ノ軍記」への手厳しい論断が印象的で、流布する軍記類の杜撰さに憤る実証史家永田の編纂した史書というイメージが強い。ところが前述のように、編纂にあたり永田のメモ類がベースになったことは確かだが、彼が直接筆を執ったわけではない。完成にいたる実務は周南や弟子の小倉らの手になり、永田自身が記すように、永田の役割は「致相談」というものであった。この三文字の意味は小さくない。

布引氏は前掲論文で、新裁軍記が「世間流布ノ軍記」の代表である「陰徳太平記」をターゲットにした論難の書であること、その怒りの原動力は永田一人のものではなく、「萩藩あげての心情を示すものであった」と指摘されている。新裁軍記編纂に永田の考え方が強く反映されたであろうことは否定すべくもないが、編纂に関わっていた山県周南らの歴史観、あるいは意向が同書に反映している可能性をもっと重視していくべきではなからうか。

永田の古稀のお祝いの際、永田と多くの仕事を共にした山県周南、小田村郷山、安部和貞らが永田を評し、「重厚慎密」（落ち着いていて実直）、「謹厚貞良」（慎み深く誠実）、「性閑雅」（性格が物静か）などの言葉を寄せたという。²³こうした人物評と、新裁軍記巻頭で、他の軍記類を「取るに足らない」「歴史がわかってない」「老人がヒマに任せて

書いたものだ」と手厳しく論じる有り様を見比べる時、どうしても統一的な永田像を描きにくいのである。

おわりに ↳ 譜録・閥閥録と各家所蔵文書

以上検討したように、元文四年二月に家臣へ提出が命じられた元文譜録は、当時永田瀬兵衛が担当していた新裁軍記―それは毛利家系図の決定版・江氏家譜の別冊とも位置づけられる―の編纂に伴う史料収集が目的であったと推測される。元文譜録、そして前稿で検討した明和譜録とも、藩主家の歴史を明らかにする記録編纂事業を実証的に行うための必要な、家臣の所蔵文書情報、系譜情報を収集する目的であった点で共通するのである。

譜録提出時、藩は書式に従い必要な情報が記されているかに関心を払ったが、家臣に史実の確定まで求めたわけではない。譜録に記されるのはあくまで家臣が認識する歴史像である。また、収録された文書類は、各家が書き写したものであって、厳密な校訂を経ているわけではない。譜録の作成過程を考えれば、誤字脱字、読み間違いの可能性を念頭に置きつつ当たるべきであろう。

最後に、各家所蔵文書と譜録・閥閥録との関係について付言しておきたい。

前述のように、譜録作成に際し藩は、閥閥録編纂時に提出した文書は除外してよいと指示した。閥閥録編纂時における文書の例示は、管見の限り二度なされている。最初は享保五年（一七二〇）七月、閥閥録差出原本提出を命じた通達であり、「従御先祖様被下置候御感状・御証文等」を写して提出せよとし、加えて「他家之証文・書状之類たりとも、对御当家候而之儀有之候ハ写差出」せとしている。毛利家からの発給文書を一義的とするものの、他家発給

表4 永田瀬兵衛略年表

年号	西暦	月日	藩主	出来事	年齢
享保3	1718	8 16	吉元	御什書御用掛となる（御什書整理の開始）	48
享保4	1719				49
享保5	1720	6 16		関関録編纂を命じられる	50
享保6	1721				51
享保7	1722				52
享保8	1723				53
享保9	1724			江氏家譜編纂を命じられる	54
享保10	1725	8		寺社証文完成	55
享保11	1726	12 15		関関録完成により永田褒賞	56
享保12	1727				57
享保13	1728				58
享保14	1729				59
享保15	1730				60
享保16	1731				61
享保17	1732	10	宗広		62
享保18	1733				63
享保19	1734				64
享保20	1735				65
元文1	1736				66
元文2	1737	2		永田褒賞（この頃までに御什書整理終了か）	67
元文3	1738	11 11		新裁軍記編纂を命じられる	68
元文4	1739	1 17		譜録のことを命じられる	69
		2		譜録提出に関する最初の通達	
元文5	1740				70
寛保1	1741	5		新裁軍記完成	71
		10 29		譜録提出に関する最後の通達	
寛保2	1742	2		江氏家譜完成	72
寛保3	1743				73
延享1	1744				74
延享2	1745	4 1		譜録中断	75
延享3	1746				76
延享4	1747				77
寛延1	1748	2		江氏家譜編纂につき永田褒賞	78
		11 26		御什書註書編纂を命じられる	
寛延2	1749				79
寛延3	1750				80
宝暦1	1751	4	重就		81
宝暦2	1752				82
宝暦3	1753	7		御系図御家譜引書完成	83
		8		御什書写完成	
宝暦4	1754	5 8		死去	84

（注）『萩藩関関録』第1巻「解説」、および「御意口上控」「江氏家譜」「諸触書抜」「御系図御家譜引書」「御什書総目録」（いずれも毛利家文庫）等を参考に、本文と関連深いものに限って掲載した。

の文書でも、毛利家に関するものがあればそれも提出せよとする。その後、享保七年（一七二二）にはより具体的な指示が出されている。それは、①毛利家発給の一字書出などの判物類、②給地宛行の一行状、あるいは家督相続時の判物、③他家に従っていた時（他家、随逐之時）に他家から発給された感状、安堵状等の判物類、④自家以外の他家へ発給された文書、⑤家の由緒、讓状等とされている（両通達とも本稿末に翻刻）。

注目したいのは、毛利家以外の家からの発給文書情報も収集しようとする点である。この点は前述の通り譜録も同様である。関関録・譜録とも（後代の研究者にとってありがたいことに）、毛利家以外の家からの発給文書も数多く含まれているが、それは藩の指示による。藩の意図は、家臣の所蔵文書の中から藩が必要とする内容の文書情報（必ずしも全所蔵文書情報ではない）を集めたい点にあり、単に家臣と毛利家との関係を示す文書に限定しているわけではない。

譜録にしろ関関録にしろ、藩は提出すべき文書を例示した。しかし、例示は大枠を示すものであり、家臣達はそれを元に、所蔵文書の何を提出するかを判断することになる。例示に忠実に提出しようとした家もあれば、それを提出すべきか判断に迷い、結果、本来提出する必要のない文書も含め、とにかく古い時代の文書すべてを提出した家もあったろう。逆に文書点数が多い家の場合、提出すべき文書が図らずも提出洩れとなったケースも考えられる。

一門六戸家は、享和元年（一八〇一）に提出した享和譜録の奥書に、「御書御判物其外諸証文等不残写差出」したと記す。ところが同じ一門の右田毛利家は、同年提出の譜録奥書に、「御書御判物御奉書并諸証文等写録上」したと記した後、「右之外於御密事御内書、吉凶恒例之御書等者致省略」と記している。右田毛利家は、儀礼的な恒例の文書や内密の情報が記された御内書等は提出を控えたというのである。藩へ問い合わせもしたがであろうが、一点一点、

これは提出すべきか否かを確認したとも思われぬ。譜録・閲録とも、藩の例示を基準としつつ、各家の判断で提出文書が選別・決定されたのであり、提出文書の種類、内容、年代（どの時期の文書まで含めるか）は、少なからず家によって偏差を生じざるを得ない（閲録の場合、差出原本から閲録編纂の過程で永田による選別も行われる）。譜録あるいは閲録編纂に対する藩の意図がどうあれ、家臣の側がこれら事業をどのように捉えたかはまた別問題である。譜録提出時、家臣達が本末関係を明確にしようとする奔走し、結果、譜録提出がずるずると遅れたことは前述の通りである。藩主家の修史事業を契機として十八世紀に継続的に実施されたこれらの事業は、家臣たちにとっても、自らの家の歴史を振り返り総括する大きな契機となったはずである。加えて、藩の調査対象となった所蔵文書に対し、家臣達の意識が格段に高められたことも容易に想像が付き、閲録・譜録に収録された文書は、藩から原本提出や問い合わせがなされるケースもあり、藩へ提出した家譜収録文書の原本として各家は強く認識したであろう。すでに指摘があるように、各家で多くの文書が大切に保存されてきたのは、ひとつには、そのような藩による修史事業という歴史的経緯を踏まえた上でのことと理解すべきである。ただし一方では、そのような藩の事業があったが故に、逆に、そこで提出が命じられた系統以外の文書が（たとえ古い時代の文書であっても）各家であまり顧みられなくなつた可能性、各家での文書保存に少なからず負の影響を与えた側面も考える余地があるかもしれない。

註

- (1) 「長州藩歴史編纂事業史（其の五）」「同（其の六）」（『山口県文書館研究紀要』〈以下「紀要」と略記〉第13・14号 一九八六・八七年）。
- (2) 「宝曆末～明和前期における萩藩の記録編纂事業について—江戸御国大記録方の設置および中山又八郎の活動—」（『紀要』第34号 二〇〇七年）。
- (3) 元文～延享期の譜録および閲録については、拙稿「長州藩の修史事業と『閲録』」「譜録」（『小川國治編『街道の日本史43 長州と萩街道』所収 吉川弘文館 二〇〇一年）でも触れたが、その後の調査結果も踏まえ改めて論文の形で論じたい。
- (4) 毛利家文庫の譜録（二三譜録および二巨室）のうち、写や明治以降に作成された冊子は除いた。また、二三「譜録」に含まれる「足輕其外御判物写」もここで扱う譜録とは様式を異にするので家数・冊数から除いた。
- (5) 「譜録 烏田知庵貫通」（二譜録か10）
- (6) 毛利家文庫「御意口上控」（三八御意控）。
- (7) 「長州藩史臣永田瀬兵衛と『萩藩閲録編纂』」（林陸朗先生還暦記念会篇『近世国家の支配構造』所収 雄山閣出版 一九八六年）。永田瀬兵衛に関する唯一の専論である。
- (8) 河村一郎『遺塵抄』の時代（享保～宝曆）—坂時存のこと—（同氏著『長州藩徂徠学』私家版 一九九〇年）。
- (9) 毛利家文庫「諸触書抜 三」（九諸省51）。
- (10) 埼玉県立文書館蔵井原家文書
- (11) 「諸触書抜」。以下、譜録の通達はすべてこれによる。
- (12) 寛延三年（一七五〇）八月十九日、坂二郎右衛門宛て山県弥八・児玉三左衛門書状では、坂が「御家来中譜録御用、御自分様江被仰付、其御取立者へ被成」ていたと記されている（『御意口上控』）。こうした表現からは、坂が譜録を集める際の実質的な担当者となっていたことがうかがわれる。なお同書状によると、譜録方中断後、譜録は坂が預かっていたようで、同年同月、坂の山口代官就任に伴い、永田と阿部吉左衛門に譜録が引き渡されている。永田等は当時「御什書註書」などの編纂を命じられていた。
- (13) 御什書（現在の毛利家文書）の整理は、従来、寛延二年

(一七四九)の終了とされてきたが(広田氏「長州藩編纂事業史(其の二)」『紀要』第10号 一九八三年)、寛保元年(一七四二)五月提出の永田譜録によれば、この時すでに御什書一六〇軸の整理を終えている。終了年は不明だが、元文二年(一七三七)二月、永田は「数十年御什書御系図等之御用被仰付之、別而遂苦勞候」ことを賞されているので(「御意口上控」)、この頃までには終了していたことが推測される。

(14) 毛利家文庫三公統17。広田氏「長州藩編纂事業史(其の二)」。

(15) 毛利家文庫一四軍記2・3。広田氏前掲註(14)

(16) 山根・小倉は後に明倫館学頭を勤める。彼らの活動については、例えば、小川國治・小川重弥子共著「山口県の教育史」(思文閣出版 二〇〇〇年) 参照。

(17) 当館蔵・県庁伝来旧藩記録 譜録188永田瀬兵衛正純

(18) 「毛利関係戦国軍記の成立事情」(『日本史研究』373 一九九三年)。

(19) 文政三年(一八二〇)七月、藩士周布五郎左衛門に「新

への忠誠心を喚起する目的をもったと評価する際の難点になるように思われる。筆者も広田氏同様、藩主家の修史事業遂行のための史料収集を目的とした点を重視したい。

(25) 毛利家文庫「宍戸譜録」(二巨室26)、「右田毛利譜録」(同27)。

(26) 岸田裕之・秋山伸隆「安芸内藤家文書・井原家文書―その翻刻と解説―」(『広島大学文学部紀要』四九巻特輯号 広島大学文学部 一九九〇年)の「解説」において、井原家が譜録提出時、贈答儀礼に関する文書等「恒例之御書」を省略したことが指摘されている。

(27) 和田秀作氏は、萩藩大組士宇野与一右衛門家文書(閩閩録・同遺漏所収の文書)について検討し、その大部分が偽文書であり、収録される系図も信の置けないことを明らかにした。氏は、宇野家がそのような系図・偽文書を作った理由として、閩閩録編纂が家臣達に自家の系譜に対する関心を高めたこと、宇野家の場合も、それにより系譜の整理を進め、その過程で自家をPRするための効果的な脚色を加えたことを推測している(「萩藩士宇野家と陶氏の系譜

萩藩元文譜録と永田瀬兵衛(山崎)

裁軍記書継御用」、すなわち新裁軍記統編の編纂が命じられたが、未完に終わったようである(「御意口上控」)。「新裁軍記」。永田のメモ書きは、元就時代より長い期間を対象にしたもの(例えば輝元代まで)であったかもしれない。

(20) 萩博物館蔵・湯浅家文書

(21) 文書名は「萩藩閩閩録別巻」(山口県文書館 一九八九年)による。

(22) 前掲註(8) および「長州藩徂徠学について」(同所収)

(23) 『萩藩閩閩録』第一巻「解説」(山口県文書館 一九六七

年)。
(24) 閩閩録に関しては、広田氏が御什書整理や江氏家譜編纂の参考史料として作成されたとする(「長州藩編纂事業史(其の五)」)一方、小川國治氏は、享保期の藩校明倫館創設と同じ目的をもつとし、家臣に毛利氏との主従関係を再確認させ、藩主吉元に対する忠誠心を喚起したとする(「山口県の教育史」八〇〜八三頁)。本文で述べたように、閩閩録編纂時、藩は毛利家以外の家の発給文書も提出するようわざわざ指示しており、この点は、閩閩録編纂が毛利家

「宇野与一右衛門家文書」の再検討(『史学研究』254 二〇〇六年)。

(28) 中国地方の大名領国関係史料(いわゆる中世文書)を蒐集調査された岸田裕之氏は、閩閩録や譜録未収録の文書が多数残されていることを指摘する一方、領主家内部に関する文書(例えば被官・中間・下人など領主の人格的支配を受けた人々に関する文書)の少なさも指摘する(同氏「大名領国の経済構造」序章「課題と史料」の二「人沙汰」補考―長州藩編纂事業と現代修史小考― 岩波書店 二〇〇一年)。そうした種類の文書は、閩閩録、譜録では提出対象外とされたものである。現在、そうした文書の伝存が少ない理由の一つに、本文で述べたような点を想定できているのではないだろうか。

【史料編】元文譜録関連史料

(1) 譜録の雛形(元文四年二月)

何野何左衛門家

姓ハ何々、何郡ノ何郡ニ居住、以
在名ニ称^レ何々氏、後或ハ改^レ何氏ニ

大職冠何十代後胤何某長子或何男

或ハ本家分候家ハ

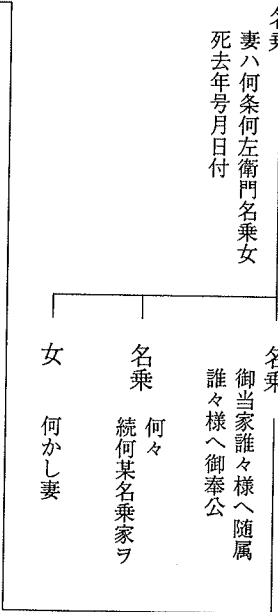
何野何左衛門何男

初代何代ニても
次第如此調候事

何三郎 何左衛門

名乗

妻ハ何条何左衛門名乗女
死去年号月日付



何かし
名乗

実何条何兵衛名乗何男
妻何かし女
或ハ妻不知、或後妻何某女、其外断前ニ同シ

断右ニ同シ
名乗

伝書之案

何条何某

一御当家江誰々様御代、いかやう之儀ニて随属仕候事
一誰々様御代何々之儀ニ付御一行被下置候事

一何かし

何條何某

一何かし

一 世代之儀者、元祖今当代迄相知候分書記可被申候、不
知分ハ不知段書記可被申候

一 由緒書之儀者、其代々之所へ右之通書記可被申候、左
候て御当家江いかやう之子細ニて誰様御代ハ始而随属

仕 或ハ誰様御代ハ初而 御奉公ニ被召出候 夫已来被召仕様之次第代々之伝
書ニ調可被申候

一 御感状・御一行御書、或ハ奉書ニても、代々伝書之処
江何々之儀ニ付被下之と書記可被申候

一 図書ニ相見候通、二男三男他を継、或立別家、女子ハ
他家江嫁する之類、いつれも書付可被申候、亦分れ之
子孫書付ニ不及候

一 其代々領知高、亦いかやう之趣ニて御加増、或者分知、
或ハ減少、歳号月日共ニ相知候分書記可被申候

但、一通り御暇被下、其後致帰参候者、是又其趣書
記可被申候、

一 寄組・大組并其已下無給・三十人、其末々ニ至まで、
何々之勤功ニ依而何某代其品を被直、又者御咎、或者
石定御仕法等ニて其品を下り候分も可有之候条、其次

第年号月日迄も相知候分者、具ニ書記可被申候事

但、古来今代々其階級無相違被召仕候衆之儀者、其
段書記可被申候事

一 其代々御役目之次第、尤年号月日相知候分、委細書付
可被申候事

一 御感状・御一行御書等先年差出候分者、此度被差出候
ニ不及候、右之通何々ニ付御感状被下之と計相調可被
申候、尤先年者旅役・幼少ニて不差出、或者紛失ニて
差出不申候ニて、其已後見出候も可有之候間、此分計
写差出可被申候、奉書之儀者繼目其外共ニ其代々ニ当
候分写相添差出可被申候、追而正判引合被仰付ニて可
有之候

右之通いつれも相知候分書出可被申候、其趣者慥ニ不相
知候へ共、書伝・申伝等有之候者、其趣書伝・申伝と書
付可被申候、一向不相知分者、是又不相知と相調可被申
候、御証文・奉書・書伝等之儀、此外無之候ハ、其段書
出可被申候

但、御証文或者奉書書伝之儀も一切紛失候て無之衆も

可有之候、其段も人別々書出可被申候

(2) 譜録提出に関する最初の通達（元文四年二月）

覚

今度御家来中家筋之譜録調被仰付候付、大小身共ニ其次第書出被仰付儀ニ候間、当六月中を切書出可被申候、調様之儀、別紙ニ凡之文案被差出候条、大概其趣を以書出可被申候、尤其廉々不相知儀有之候ハ、不知段書付可被申候、願者廉々相知候様ニ書記被仰付度儀候条、可相成程ハ夫々之儀相知候様親類其外ニても承合書付可被申候、右下々書出、御家来中一同ニ被仰付候ても、差つとひ書寄せも難成ニ付、先此度ハ寄組以上并御手廻組・物頭組・八組迄其沙汰被仰付候、其外支配之儀者追而被仰付候て可有之候事

一 於家筋者、本家末家・嫡流庶流有之事候、其差別分明ニ有之分者其通ニ書出可仕段勿論之儀ニ候、若同性一家之内、又ハ称号違ニても本末嫡庶之訳不分明、異説等も有之、双方難決事有之候ハ、いかやう共其家ニ

て覚来申伝之筋を以双方共ニ書出可被申候、曾而其異説を糺し申出候ニ不及候事

未之二月

右之書出、組々ニて先ハ証人役引請取集、物切無滞書出相成候様可有其沙汰候、尤支配之内、病者・幼少等も有之、親類間頼相書出可相調候へ共、夫ニても不埒ニ有之候ハ、証人役之催促ニも難行届候故、頭衆吟味之上、本人又ハ嫡子之内ニても此筋之取さハき可相成人柄若人宛も被申付、何分致世話候様ニ勝手次第可被申付候

※(1)(2)とも井原家文書No73「御書出控」(埼玉県立文書館蔵)

(3) 譜録収録文書に関する追加指示（元文四年五月）

一 他家江被下置候御証文・御一行・御奉書等所持之分付出之事

但、他家々被下候分も同様之事

一家別れ之者子孫断絶ニ而本家ニ統知レ居候分付出之事
右先達而譜録之儀被仰聞候、猶又右之通付出相成候様ニとの事

元文四末

五月三日

(毛利家文庫「諸触書抜二」)

【参考】 関閣録編纂時の所蔵文書提出に関する指示

(1) 享保五年六月

〔水〕田瀬兵衛

右御家来中致所持候御代々御判物、可被遊上覽旨候間、撰分被仰付候事

右享保五年六月十六日被仰付候事

(毛利家文庫「御意口上控」)

(2) 享保五年七月

今度御記録引合被仰付儀付而御用候条、御先祖様被下置候御感状・御証文等所持之面々者写仕可被差出候、若有故致紛失候とも、家々ニ而申伝儘成儀ニおゐてハ、是又書付差出可被申候事

付、他家々之証文・書状之類たりとも、对御当家候而之儀有之候ハ、写差出可被申候事

右何も於支配所証人取集、永田瀬兵衛方江可被差出候、尤追而御正判差出候て引合候様被仰付候、写調様旁勝手次第瀬兵衛方へ可被聞合候事

子七月八日 本書年号無之、前後を以相考ニ享保五年也

(3) 享保七年六月

覚

相知候以来之儀、書付可被申候事

付、先祖代々死去年月日并死去之年齡

一 御当家に被下置候御字并名替之御判物等之事

一 領知被下候時之御一行御書、又者継目御判物等之事

付、為軍功之賞領地被下、其御文章有之御書御一行

をハ最前依御尋差出被申候、此度之儀者右之御文章

無之候ても御用ニ候事

右最前被仰出、從御当家御先祖様之御感状・御書等之類
写差出被申候へ共、又右之廉々御用候間、写相認、永田
瀬兵衛江相渡可被申候、御正判ニ引合、受取候様被仰付
置候、以上

六月十二日

本書年号無之、前後を以押考ニ享保七年寅之年也

一 他家ニ随逐之時、其家々々之感状、軍用之書状、或ハ
領地并継目之判物、或者一字契約之判物、亦者名替之
判物等之事

付、他家ニ隨身之時より之代々之仮名・実名

付、最前御当家之御判物写被差出衆、此度他家之判

物於差出ハ、前方書出し被申代々之名、被書付ニ不

及候

※(2)(3)とも「諸触書抜 一二」を底本としたが、二十八冊
「御書付」等と比較すると語句に若干異同がある。

一 自分先祖江不被対、他人江被為対候て之御感状・御判
物たり共、所持之衆者写差出可被申候事

一 古来家々之由緒并先祖より之讓状等之事

付、家ニより年序久儀者、由緒不相知も可有之候、